

【米国倒産法あれこれ⑥】

”filing bankruptcy”を理由とする契約解除の有効性

田中宏岳
Hirotake Tanaka

PROFILEはこちら

英文契約では、どのような取引に関する契約であれ、Termination Clause (契約解除条項)として、”filing bankruptcy” (倒産手続の申立て)が解除事由として定められ、要するに、契約相手について倒産手続の申立てがあった場合には、契約を解除することができるとの取り決めがなされていることが比較的一般的です。契約相手の倒産申立ては、当事者間の信頼関係に大きく影響し、倒産会社との取引継続は先行き不透明な側面があることが通常ですので、倒産申立てを機に契約関係を解消したいとの思いは至極合理的なもののように思われます。しかしながら、米国倒産法では、このような倒産手続開始を理由とする解除条項 (倒産解除条項、ipso facto clause)の有効性については、特別の定めが置かれています。

すなわち、米国倒産法においては、明文の定めをもって、未履行契約 (Executory Contract)における倒産解除条項は原則として無効であるとされています (Title 11 Code 365(e)(1))。いったん、貴社の取引先がチャプターイレブンを申し立てたとすると、貴社は契約書に倒産解除条項があったとしても、当該チャプターイレブンの申立てを理由とする解除はできないということですから、相当なインパクトがあるものと考えられます。さらに、倒産手続開始を理由とする契約内容の変更もまた同様に制限されていますので、倒産申立てを理由に取引量を減少させたり、決済条件を変更したりすることも基本的にできません (仮にこのようなことを行うとすれば、倒産申立て等に関しない他の契約上の根拠を見出す必要があります)。このように、広く倒産解除条項が無効であるとされ、さ

らに契約条件の変更まで制限されるということの心は、債務者側 (DIP)に、倒産手続開始後も契約を存続させるか、解除するかという選択権があることの表れであると考えられています (仮に債権者による倒産解除を認めてしまうと、債務者の選択権が台無しになってしまいます)。債務者としては、事業再建のため、有利な契約は存続させ、不利な契約は解除したいというポジションになり、米国倒産法はこのポジションを強く保護しているものといえます。逆に債権者の立場からは、どうせ無効になるのであれば、契約書に倒産解除条項を規定する意味はないという考えにもなりかねないところですが、一概にそうは言い切れないものと考えます。なぜなら、まず第一に、①米国倒産法上、債務者に対する融資契約等一定の契約に関する倒産解除条項は有効とされていること (Title 11 Code 365(e)(2))が挙げられます。また、②貴社の取引先が申し立てる倒産手続はチャプターイレブンのような米国での倒産手続に限られるわけではなく、米国以外の法域では必ずしも倒産解除条項を無効とする明文の規定があるとは限らないためです (例えば、ドイツ倒産法の下では、議論はあるものの、倒産解除条項は有効であると考えられています)。ちなみに、日本の倒産法には、直接に倒産解除条項を無効とする条文はなく、裁判所は一定の場合に倒産解除条項を無効であると判断してきたところです (詳しくは、本ニューズレター2019年4月号「倒産手続における契約条項の効力～契約文言どおりの効力が生じるとは限りません～」(松永崇)をご参照☞参照先リンクはこちら)。

なお、やや本題から外れますが、日本の倒産法と異なり、米国倒産法においては、債務者は、契約を存続させる、解除するという選択肢の他、倒産手続開始時において存続している契約を、第三者に譲渡する、という選択肢も有しています。英文契約では、相手方の承諾なく契約上の地位を第三者に譲渡することは禁止されるという条項があることが通常ですが、いかにそのような条項があったとしても、原則として債務者は、倒産手続開始後、第三者へ契約関係を承継させることができることとされています(Title 11 Code 365(f)(1))。したがって、取引先が米国倒産法の申立てをした場合には、貴社から

の契約解除は困難であり、場合によっては契約関係が第三者に承継される可能性もあることさえ予期しておく必要があるでしょう。ただし、倒産手続開始前から債務者側に契約違反がある場合等一定の要件を満たす場合には、債権者側から契約解除をすることができますし、第三者への契約譲渡も一定の例外を含んでおります。そのため、倒産手続開始を理由とした契約解除等が困難であることを原則的な立場として捉えた上で、個別の事情を踏まえた検討の余地があることにもご留意ください。